令和元年度練馬区災害医療運営連絡会 第1回専門部会会議要録

- 2 場所 練馬区役所本庁舎 7 階 防災センター
- 3 出席 鈴木委員、荻原委員、浅田委員、小田委員、江原委員、野村委員代理、光定委員、 山本委員、金子委員、枚田委員(地域医療課長)、阿部委員(防災計画課長)、 中島委員(医療環境整備課長)、高木委員(石神井保健相談所長、練馬区保健所長 事務取扱)

欠席:秦委員

- 4 公開の可否 公開
- **5 傍聴者** 0 名 (傍聴者定員 5 名)
- 6 次第 1 開会
 - 2 議事録について
 - (1) 平成30年度練馬区災害医療運営連絡会第3回専門部会会議要録
 - (2) 平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会会議要録
 - 3 議題
 - (1) 令和元年度災害医療運営連絡会専門部会の検討事項について
 - (2) 医療救護所の備蓄医療資材および医薬品の見直しについて
 - (3) 災害時における透析医療確保に関する行動指針の改定について
 - (4) 令和元年度練馬区医療救護所訓練について
 - (5) 練馬区医療救護カレンダー2020 (案) について
 - (6) 令和元年度 EMIS訓練の実施について
 - (7) 災害時における情報共有ツールの増設について(案)
 - 4 報告事項
 - (1) 災害時における医療救護班等活動マニュアルの策定について
 - 5 その他
- 7 資料 資料 1 平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会第三回専門部会会議要録
 - 資料 2 平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会会議要録
 - 資料3 令和元年度練馬区災害医療運営連絡会専門部会の検討事項について
 - 資料4 医療救護所の備蓄医療資材および医薬品の見直しについて
 - 資料 4-1 備蓄医療資材等一覧(案)
 - 資料 4-2 備蓄医薬品一覧(案)

資料 5 災害時における透析医療確保に関する行動指針の改定について

資料 5-1 災害時における透析医療確保に関する行動指針(概要版)

資料 5-2 災害時における透析医療確保に関する行動指針(案)

資料6 令和元年度練馬区医療救護所訓練について

資料 6-1 医療救護所訓練(案)

資料7 練馬区医療救護カレンダー2020の作成について

資料 7-1 練馬区医療救護カレンダー2020 (案)

資料8 令和元年度EMIS訓練の実施について

資料9 災害時における情報共有ツールの増設について (案)

8 事務局 練馬区地域医療担当部地域医療課管理係

電話 03-5984-4673 (直通)

会議の概要

1 開会

(部会長)

ただいまから令和元年度練馬区災害医療運営連絡会第1回専門部会を開催する。

【新委員の紹介】

2 議事録

- (1) 平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会第 3 回専門部会会議要録
- (2) 平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会会議要録

(部会長)

会議要録については事前に送付しているので、説明は割愛する。修正等意見はあるか。

【意見なし】

- 3 議題
- (1) 令和元年度災害医療運営連絡会専門部会の検討事項について

【資料3について事務局から説明】

(部会長)

資料3については、案を昨年度の第3回専門部会で提示している。意見等が特になければ、次の議題に移る。

(2) 医療救護所の備蓄医療資材および医薬品の見直しについて

【資料4、4-1および4-2について事務局から説明】

(部会長)

本件については、当専門部会とは別に検討会を設け、専門部会への報告をしながら、計3回検討して きた。今回は、最終的に整理したものをお示しする。

(委員)

気管切開セットなどのメスやピンセット等セットになっている品目については、どのような扱いにすることになったのか。

(事務局)

現在は、収納されているケースごとガス滅菌しているのだが、不要な品目もあるので、個々に滅菌することも考えているが、滅菌費用が割高になることもある。ディスポーザルの代替品で対応できるかも含めて検討しているところなので、具体的には決定していない。

(委員)

糖尿病患者も多く、手持ちで用意していない方もいるかと思うのだが、インスリンは備蓄しなくてよいのか。東京都が示した備蓄医薬品リストの一例でも少量は用意することになっていたかと思う。

(委員)

医療救護所は、発災 72 時間の超急性期の対応が主な役割であるので、糖尿病などの慢性病への対応よりも外傷への対応に重きを置いている。そういった趣旨で用意することにはしていない。

(部会長)

元々入っていなかったこともあり、議論にはなっていなかった部分かと思うので、個別に検討する。 (委員)

管理方法について、例えば、調剤用具や薬袋が切開セットと同じケースに収納されることがないよう に配慮してほしい。

(事務局)

現在は、1号から8号までのジュラルミンケースに資器材等が保管されているのだが、今後は、職種や用途ごとに使い勝手が良いように管理方法を検討する。

(事務局)

医療救護所要員から医療用廃棄物を入れる容器がないと指摘があった。必要性はあるか。

(委員)

通常の診療所等は、医療用廃棄物回収業者と契約して、業者が用意する蓋付きの容器を使用し、一杯になれば回収するというような流れになっている。

(委員)

医療救護所であれば、災害時の一時的対応となるので、ガーゼや手袋を廃棄するバケツのようなものと注射針等を廃棄する蓋つきの容器を用意するのが良いと思う。

(事務局)

そのように用意する。

(部会長)

それでは、今回ご意見いただいたことも踏まえて、来年度以降、備蓄医療資材および医薬品の見直し 結果を反映させていく。

(3) 災害時における透析医療確保に関する行動指針の改定について

【資料5、5-1および5-2について事務局から説明】

(部会長)

練馬区地域防災計画の改定を契機に災害時における透析医療確保に関する行動指針(以下、「行動指針」という。)の改定の検討を開始したもので、その他に大きな変更はない。委員の皆さまからの意見を踏まえ、透析医療確保に関する連絡会でさらに検討し、確定させていきたいと考えている。

(委員)

広域に透析患者を搬送する場合に備えて、近隣の自治体との協議は済んでいるのか。

(部会長)

そのような場合は、東京都が搬送調整等をすることになっている。東京都では、東京都区部災害時透析医療ネットワークというものがあり、その中の区西北部ブロックでは、透析医療機関だけでなく、行政も検討の場に加えるような方向性になってきている。

(委員)

透析患者に限らず、傷病者を医療機関間で搬送する体制は区でできているのか。

(事務局)

傷病者を搬送する17民間救急事業者および透析患者を搬送する14団体と災害時の傷病者または透析患者搬送に関する協定を締結している。

(委員)

医療機関が区に患者の搬送を要請する場合は、どこに連絡すればよいのか。

(部会長)

配備されている無線で災害対策本部に連絡してほしい。

(委員)

協定を締結している事業者の車両は緊急通行車両として届出はされているのか。また、届出すると一般の車両と何が違うのか。

(事務局)

協定締結団体の車両は、区で取りまとめ、東京都公安委員会に届出をしている。届出がされている車両については、第二次交通規制が敷かれている道路であっても、例えば、環状七号線よりも都心に車両で侵入することができるといったように優先的に通行することができる。救急車のようにサイレンを付けて通行できるというわけではない。

(委員)

届出をしていても発災時は、警察に行って、届出済証を標章に代えてもらう必要があると聞いた。登録車両の持ち主本人が手続きに行かないといけないのか。

(部会長)

個人名で届出をしていれば、本人がいかないといけないと思うのだが、原則、法人名または事業者名で届出をしているので、いくらか柔軟にできるかと思う。ただし、警察の管轄になるので、はっきりしたことは回答できない。

(委員)

医療救護班が医療救護所に参集する際に、交通規制を受けた場合はどのように対処すればよいのか。 (部会長)

交通規制を受けるのは車両である。自転車や徒歩での通行は可能だ。

(4) 令和元年度練馬区医療救護所訓練について

【資料6、6-1について事務局から説明】

(委員)

ご説明のとおり、過去の訓練はトリアージに重きを置いて行っていたので、参加者には馴染みが出てきたのではないか。次の段階として、訓練のアレンジをすることはよいかと思う。

(委員)

現場では、区の要員を中心に運営していくのだろうが、区の要員が集まれず、地域住民や学校の先生だけで運営をしなければならない時間帯も恐らくある。そういう場合を想定した組織づくりを考えてもよいかもしれない。

(事務局)

学校から、訓練に参加する中学生を対象にしたAED講習の要望があった。消防署に依頼すれば、このような訓練の中で講習を行っていただくことは可能か。

(委員)

事前に申し込んでいただければ可能である。非常勤職員でそのような指導専門のポジションがある。 規模や時間等については、相談して決めることになるかと思うので、早めに申込をしてほしい。

(事務局)

新たな取り組みとして、重症者の応急手当のブースで、備蓄している医療資材や医薬品を基にどのように処置を行っていけばよいのかを医師を中心にディスカッションしてもらおうと考えている。

(委員)

DMATの訓練では、必ずしも救急の医師が参加するわけではなく、様々な診療科の医師が参加するので、その訓練内容を基にシナリオを作成していけるかと思う。

(事務局)

訓練内容については、委員の皆さまに別途ご相談させていただく。

(5) 練馬区医療救護カレンダー2020 (案) について

【資料7、7-1について事務局から説明】

(委員)

5ページ目の医療救護所の役割について、「主に軽症者を治療」となっているが、医療救護班等活マニュアルの中では「応急処置」という表現にしている。表現を統一した方がよいのではないか。

(事務局)

そのように修正する。

(部会長)

8月9日まで意見を受け付けるので、他に意見や要望があればそれまでに連絡いただきたい。

(6) 令和元年度EMIS訓練の実施について

【資料8について事務局から説明】

(部会長)

今年度より区内の全病院を対象にEMISのIDが割り振られた。新規に操作ができるようになった病院も、発災時に備えて入力操作に慣れてもらいたい。

(委員)

訓練はどのように行うのか。

(事務局)

EMISを自由に操作できる訓練モードに切り替えられる期間が設定されているので、その期間に合わせて訓練を実施する。訓練期間内に入力されていない場合には、担当から医療機関へ連絡し、入力を促す。

(7) 災害時における情報共有ツールの増設について(案)

【資料9について事務局から説明】

(部会長)

導入にあたり、課題や検討することも多々あるかと思うので、忌憚のない意見を頂戴したい。

(委員)

メディカルケアステーションについては、私も病院内で使用しているが、異動等があると管理が煩わ しいなどの問題もある。導入している自治体から詳細に情報収集を行う必要がある。

(事務局)

例えば、LINE WORKSについて浜松市に確認したところ、ひとつのIDで複数人が利用できると聞いた。医療機関内の誰を使用できるようにするのかは、医療機関に任せているとのことで、院長や事務員のほかに臨床工学技士等が登録しているところもあるようだ。このツールの場合、既読機能が有用かと思うのだが、複数人が使用できるようにした場合、そのうちの誰かがメッセージを確認すると既読状態になってしまうので、注意も必要であるとのことだった。

(委員)

まずは、区の中で業務上の事務連絡等に使用してみて、使い勝手を確認してみるとよいかと思う。 (事務局)

無料のものや無料プランのあるツールもあるので、試しに利用し、また皆さまにご報告する。

4 報告事項

(1) 災害時における医療救護班等活動マニュアルの策定について

(委員)

災害時の医療機関から区に連絡する手続きについて示されていない。明記した方がよいのでないか。 (部会長)

病院が区に連絡する手続きについては、東京都作成の災害時医療救護活動ガイドラインに記載されている。当マニュアルについては、医療救護所における活動について記載されているものなので、そこに言及していない。医療救護所におけるマニュアルだということが分かるようにタイトルの変更を検討する。

- 5 その他
- (1) 東京都医師会主催区市町村災害医療コーディネート研修会参加報告 【高木委員より6月30日(日)に開催した上記研修会の概要報告】

(2) 災害医療支援医療機関について

(委員)

災害医療支援医療機関については、通常診療の継続と一時的に発生する軽症者を受け入れることになっているが、例えば夜間に発災した場合は、医師が1名しかいないということも考えられる。災害医療支援医療機関が、実際にこの役割を引き受けてくれるか確認しておいた方がよい。

(部会長)

災害医療支援医療機関については、練馬区医師会で承認を受け、区で指定をしているところである。 東京都においても、災害拠点病院と災害拠点連携病院を指定し、それ以外の病院を災害医療支援病院 として、通常診療の継続を依頼している。

(委員)

東京都や東京消防庁からそのような依頼文が届いたとしても、病院側に承認を求めるものではないので、ほとんどの病院が災害時の役割を自覚していない可能性がある。

(部会長)

災害医療支援医療機関との協議内容等については、あらためて確認する。

6 練馬区災害医療運営連絡会日程について

(部会長)

その他委員から報告等はあるか。【特になし】

次回開催日程については、事前の調整の結果、10月16日(水)19:00に決定する。 以上をもって、令和元年度練馬区災害医療運営連絡会第1回専門部会を終了とする。